

[史料紹介・翻刻]

## 金剛寺所蔵「桑原氏系譜」について

—桑原家史料から見る菰野藩土方家の家督相続—

菰野町図書館 郷土コーナー

学芸員 西山 祐実

### 1. はじめに

桑原家は元々織田家に仕えていた家で、武左衛門重成<sup>ぶざえもんしげなり</sup><sup>のぶかつ</sup>の時、信長の次男・信雄に仕えたのち、信雄の重臣・土方雄久<sup>ひじかたかつひさ</sup>に禄高二千石で家臣として迎えられた<sup>1</sup>。以後は土方家とともに菰野藩に入り、江戸時代初期に伝左衛門家と西桑原家の二つの家に分かれ、代々家老・年寄役等を輩出し、菰野藩の政治を担ってきた。

西菰野の金剛寺には桑原家の墓所があり、同家に関する史料が保管されており、その中に「桑原氏系譜」という西桑原家の家系図がある。これは昭和 16 年 5 月に当時の当主・敬福氏により書き写されたもので、当家に伝わっていた系図類を再編さんしたものと考えられる。系図史料にはその家特有の歴史観が反映され、その作成意図や書かれた内容の虚実を慎重に考察していく必要がある。この性格を踏まえた上で、本史料は桑原家を通じて菰野藩の歴史を知る上での好材料であり、本稿ではその概略と翻刻とともに当家に伝わった土方家の家督相続に関するエピソードを中心に紹介していく。



桑原氏系譜 金剛寺所蔵

<sup>1</sup>系譜中には桑原家歴代の人名の読みは見られなかったが、本稿では便宜的に読みを施した。

## 2. 「桑原氏系譜」について

本史料は、桑原家に伝わる祖先の逸話から西桑原家11代の事績を書き綴った系図史料で、右図はその略系図である。また参考のために本家(伝左衛門家)の系図を『菰野藩分限帳』及び『諸御役人始記』<sup>11</sup>から補った。

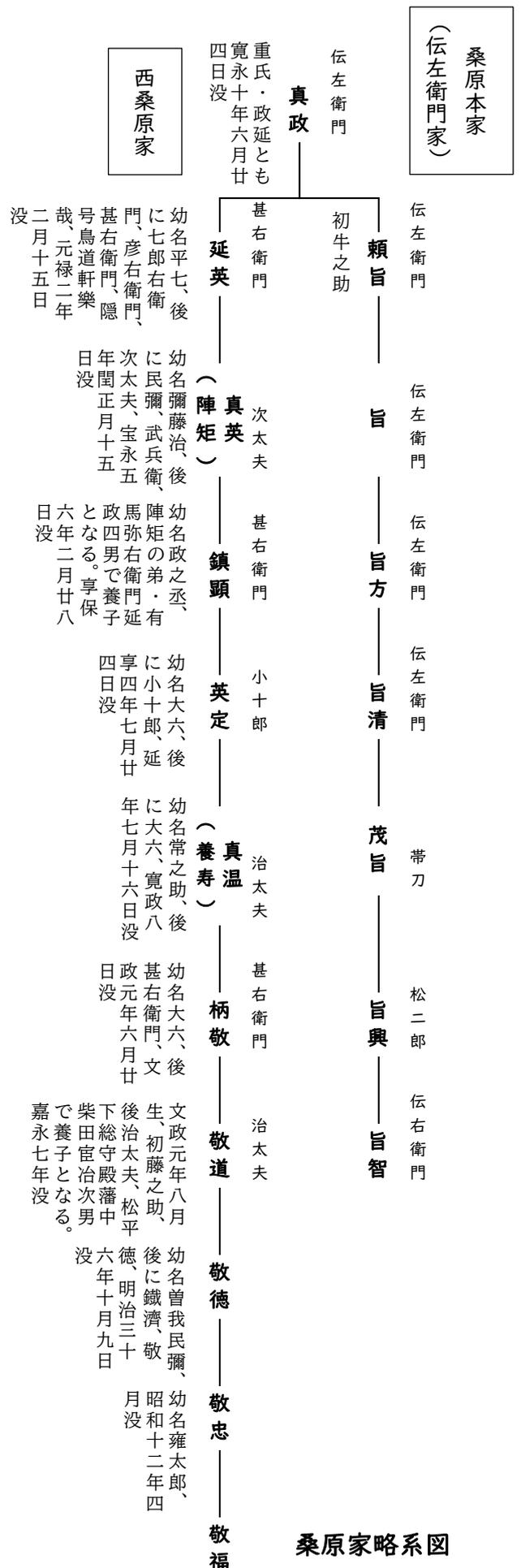
菰野藩創立以来、桑原家の基礎を築いたのは初代藩主雄氏に仕えた真政であり、菰野における実質の祖として右のように掲げた。

右の略系図からは省略したが、真政より以前の代に俗名不詳<sup>2</sup>の人物と織田家に仕えたという伝左衛門尉重照・武左衛門尉重成の名前が系図中に記載されている。ただし、重成を除く上記の二名については桑原家に伝わる史料以外からは名前を見ることができず、分からないことが多い。重成は『菰野藩分限帳』にその名が見え、雄久に禄高二千石で家臣として召し抱えられていることが確認できた。

近世以前から近代に及ぶ長大な系図史料のため、すべての翻刻文を載せることができなかつた。そこで本稿では、桑原家が意図して伝え残した土方家との関係性を示す江戸時代初期の家督相続について見ていきたい。

翻刻に際しては、通読の便宜を考え、読点及び並列点を施した。合字や異体字・旧字体は現行の字体に改めた。また、可能な限り原史料の筆写形態の再現に努めたが、すべてを同じ形態で表すことはできなかつたため、参照に原史料の写真に掲載した。

<sup>2</sup> 法名のみ伝わり「大林院殿前武庫大守浄蓮清空大評定門」とある。



### 3. 菰野における桑原家の祖・伝左衛門真政

真政は重成の次男で若い頃は前野但馬守<sup>まえのたじまのかみ</sup>、のちに初代菰野藩主・雄氏に仕えたという。雄氏にその忠誠が認められ、嫡子・勝五郎<sup>かつごろう</sup>(雄高の幼名<sup>かつたか</sup>)を吉沢村の自宅屋敷で預かり養育にあたった。

本史料と別に敬福氏がまとめた「土方家御来歴」には、病を理由に隠居を望んだ雄氏が、菰野に嫡子の雄高がいるにも関わらず、家督を京に住む側室の子<sup>かげゆうじひさ</sup>・勘解由氏久に譲ろうとする騒動が起こった。家督争いの激化を危ぶみ、雄高の実母の奈於<sup>な お</sup>の方<sup>かた</sup>(玉雄院<sup>ぎよくゆういん</sup>)とともに真政は雄氏を諫めたと伝えている<sup>iii</sup>。それにより、寛永12年(1635)に雄氏は雄高に家督を譲ると京の別邸に隠棲し、同15年(1638)6月28日に没し、功運院に葬られた。真政も理由は定かではないが、土方家へ何らかの遺恨を抱え、寛永10年(1633)6月24日、55歳の時に吉沢村の自宅で自殺した。はじめは西菰野村<sup>しょうげんじ</sup>正眼寺に葬られたが、孫の伝左衛門旨<sup>てんざえもんむね</sup>が金剛寺を建立して、墓所を遷したと記されている。

墓所を遷した理由や金剛寺建立の経緯については、横山家所蔵書物の『家秘雑誌』<sup>iv</sup>や金剛寺所蔵書状の「門中由来書伝来」<sup>v</sup>より知ることができる。前者は江戸後期の菰野藩士・横山惟中<sup>よこやま いちゆう</sup>が藩内の寺社や人物についてまとめたもので、後者は桑原伝左衛門から伊藤清右衛門に宛てた書状の控えて、西菰野村内の禅宗寺院の由来ついてまとめたものである。

さて、これらの史料によれば金剛寺創建前の天和年中(1681~1683)に見性寺の第4代住職瑞溪と正眼寺の住職律海との間で、正眼寺の所属をめぐる論争が起きたことが上記のきっかけとなった。この論争後、律海は住職の座を退き、正眼寺は見性寺の末寺となった。

律海が退いた後の正眼寺は一時無住の寺となってしまった。そこで伝左衛門旨が3代藩主雄豊<sup>かつとよ</sup>に、西菰野村にある古い寺跡を再興したいと願い出て、天和3年(1683)11月12日に開堂供養を行い、律海を招いて、現在の大亀山金剛寺として開山に至った。この時桑原家の墓所をはじめ、正眼寺の諸檀那は金剛寺へ移ったと記されている。



真福山正眼寺



真如山見性寺



大亀山金剛寺

〔原史料〕

桑原傳左衛門尉直政 室佐々木梅心齋女  
 重氏政延法名 德翁直政居士 松溪宗壽大姉  
 次男ナレドモ後武左門何トカ思ヒケルカ存生ノ中ニ重  
 代ノ刀等不殘直政方ニ雖相渡故有テ他門  
 口遺モ有リ前ニ記ス義切ハ今淺野式部少  
 輔殿ニ有之也若キ時分度々男熊シケル  
 莫有之モ平常ノ不為措事故奧ニ不  
 記若輩ノ時ハ一族ナル依而前野但馬守方  
 ニ有之其後奉仕  
 雄氏公其心有小忠故  
 雄氏公モ折々褒美有之御嫡子  
 庄五郎雄高公ヲモ奉預リテ年比奉養  
 育然トモ後少ノ恨有テ北伊勢三重郡  
 吉澤邑ト云於自宅五十五歳ニシテ寛  
 永十癸酉年六月廿四日自殺ス道号  
 德翁諱直政同郡於西菰野村正眼寺  
 葬ス男子四人女子六人 但後日子細同境金剛寺ト云  
古跡ヲ旨時代ニ建立シテ墓  
所ヲ遷之

〔翻刻〕

桑原伝左衛門尉直政 室佐々木梅心齋女  
 重氏政延法名 德翁直政居士 松溪宗壽大姉  
 次男ナレドモ後武左門何トカ思ヒケルカ存生ノ中ニ重  
 代ノ刀等不殘直政方ニ雖相渡、故有テ他門  
 口遺モ有リ前ニ記ス、義切ハ今淺野式部少  
 輔殿ニ有之也、若キ時分度々男熊シケル  
 事有之ドモ、平常ノ不為措事故、奧ニ不  
 記、若輩ノ時ハ一族ナル依而、前野但馬守方  
 ニ有之、其後奉仕  
 雄氏公其心有小忠故、  
 雄氏公モ折々褒美有之、御嫡子  
 庄五郎雄高公ヲモ奉預リテ、年比奉養  
 育、然トモ後少ノ恨有テ、北伊勢三重郡  
 吉澤邑ト云於自宅五十五歳ニシテ、寛  
 永十癸酉年六月廿四日自殺ス、道号  
 德翁、諱直政、同郡於西菰野村正眼寺  
 葬ス、男子四人、女子六人 但後日子細同境金剛寺ト云  
古跡ヲ旨時代ニ建立シテ墓  
所ヲ遷之

## 4. 伝左衛門家と西桑原家

真政の長男・頼旨は本家(伝左衛門家)として藩政の最高職である家老を、三男の甚右衛門延英は西桑原家として分かれ家老の次席・年寄を務めた<sup>vi</sup>。

家老は桑原本家か山中家に適任者がいなければ欠員となった。頼旨から茂旨まで歴任するも、宝暦12年(1762)12月に茂旨が減封と蟄居<sup>3</sup>を科せられており、以後は山中家のみが家老を務め、文政3年(1820)の山中昌徳を最後に欠員となった。西桑原家は延英から幕末の敬道まで年寄役を歴任し、明治2年(1869)6月に最後の藩主・雄永が版籍奉還を実施し知藩事に任命されると、同年9月に敬道の子・敬徳は土方興文(11代藩主雄嘉の弟)に並び大参事<sup>4</sup>に抜擢されている。

江戸時代中期以降、明暗を分けた桑原家であるが、本史料には伝左衛門家が家老職を歴任するに至った土方家との関係性を知る出来事が系譜に残されている。

頼旨は雄氏に仕えた後、一度浪人を経て永井日向守(高槻藩主永井直清)に移ったが、雄高の頃に菰野藩に呼び戻され家老に就任した。ある時玉雄院に召出された頼旨は、家督を継ぐ男子がいない雄高の後継に誰を据えるべきか相談を受けた。玉雄院は自身の弟の織田高長(宇陀松山藩2代藩主)の子を養子にと望んでいた。京には土方家の血を引く雄高の異母兄弟の氏久がいたが、病気を理由に京から離れなかったため、雄高も玉雄院と同じように考えていた。

それに対し、頼旨は土方家の血筋を引いた者がいるにも関わらず、親戚関係とはいえず他家から養子を迎えるのは道理が通らないとし、また氏久には三人の息子がおりその中から養子を迎え相続すべきと二人に提案した。しかし、雄高は氏久と険悪な関係であったためこの提案を認めず、頼旨はこれを何度も諫めたという。再三の諫言の末、ようやく氏久の三人の息子のうち雄高の心に適った三男の雄豊を養子に迎え、家督を相続するに至ったとしている。菰野に入った雄豊は玉雄院の下で養育され、雄高の長女を正室とし、14歳で藩主を継ぎ以後55年間にわたって藩政につとめた。

### ○家老就任者

年号(西暦)	就任者
寛永年中	頼旨
寛文中	旨
元禄9年(1696)	旨方
享保20年(1735)	旨清
宝暦6年(1756)7月27日	茂旨※

※宝暦12年12月職禄取上・蟄居

### ○年寄役就任者

年号(西暦)	就任者
正保年中	延英
延宝6年(1678)	陣矩
正徳3年(1713)5月15日	鎮頭
享保8年(1723)11月23日	旨清※
寛政2年(1790)12月26日	養寿
文政12年(1829)7月18日	敬道

※旨清は伝左衛門家

### 『諸御役人始記』より 就任一覧

<sup>3</sup> 減封・蟄居：江戸時代に武家や公家に科された刑罰の一種で、減封は一部の所領や屋敷地の削減・没収、蟄居は自宅での謹慎処分を意味する。

<sup>4</sup> 大参事：版籍奉還後に置かれた地方官職で、知藩事に次ぐ官職。現在の副知事に相当。

又梁原傳左衛門賴旨

室。不。太。輔。女。初。年。之。也。大。盈。祖。神。大。師。平。家。之。同。姓。傳。名。前。吉。曾。ヨリ。ト。シ。テ。平。家。各。任。依。

道号玄同軒老后江戶住居渡澤鷗ト云若

比輩ノ頃ヨリ奉仕

雄氏公中比浪人シテ属永井日向守殿

然ルニ

雄高公數代ノ筋目ヲ以慕玉ニ氏日向守殿

惜玉故因ノ衷中ニ便リ玉ト彼是被盡御心

終ニ呼歸ニ玉ト再代々執權ヨカ玉トテ御

懇切無類ニ其後

雄豊公口傳エテ勤仕ス

雄高公可為御遺跡御男子無之ヨツテ

或時於御尊母

玉雄院殿御前賴旨入御側近招玉ト

何連トヨ以テト土方家可有相續哉ト被

談兼而御尊母ノ御祖至ニ織田氏出雲守

殿三男内記殿トヨト有之

土方ノ御姓ニ而ハ氏父公トテ

雄氏公御別腹ノ御次男依御病氣亨

都ニ逼塞シ居玉ヒツレ

雄高公ト御杖扱不直鋪ニ依而

雄高公御尊母御同心ナリキ然賴旨亦

存ニ正當ノ御筋目ヲ指置他門ヲ以相

續ニ玉トハ不可正道アルト思イ最モ家ヲ御所

ニ依エ氏 土方ノ御姓當幸ナレハ

氏父公ノ御三男ノ内ヲ以相續ニ玉可然哉ト

云臣依御不和與御許容再三達而奉

諫ニ依而サアラハ嫡子二男共ニ其々故有

雄高公不應御心トテ御三男

雄豊之公ヲ為御養子御室ハ御長女

御相續ニ玉ト元來ヨリ御家督ノ以後ハ

猶以雖盡真忠子細ノ故有而

雄豊公ノ御為ヲ存知五十八歳ノ暮強而賴

隱居至翌年相叶ヒ伎樂ニテ送老ハ實名

ハ奇故之由來有之期台ノ宗傳嫡子賴ノ幸傳曾家

可通之女子ハキニ其事長ク與ノ不記 一人女子二人

〔翻刻〕

室〇「小笠原」兵太輔女

桑原傳左衛門頼旨 撲入道淳居士

初牛之助 大盈祖沖大姉

此末葉ハ同姓傳右工門  
旨智ヨリ申上候ニ付  
筆畧仕候

道号玄同軒老后、江戸住居渡澤鷗ト云、若

輩ノ頃ヨリ奉仕

雄氏公中比浪人シテ、属永井ノ日向守殿、

然ルニ

雄高公數代ノ筋目ヲ以慕ヘドモ、日向守殿

惜玉フ、故因ノ衆中ニ便リ玉ヒ彼是被盡御心、

終ニ呼歸シ玉ヒテ、再代々執權ヲサ玉フトテ、御

懇功無頼之、其後

雄高公江傳エテ勤仕ス、

雄高公可為御遺跡御男子無之ニヨツテ、

或時於御尊母

玉雄院殿 御前頼旨一人・御側近招玉ヒ

何連レヲ以テカ 土方家ノ可有相續哉ト、被

談、兼而 御尊母ノ御望ニハ織田氏出雲守

殿三男内記殿ナトヲト有レ之

土方ノ御姓ニ而ハ 氏久公トテ

雄氏公御別腹ノ御次男、依御病氣京

都ニ逼塞シ居玉ヒツレドモ

雄高公ト御挨拶不宜鋪ニ依而、

雄高公・御尊母御同心ナリキ、然頼旨所

存ニ正當ノ御筋目ヲ措置、他門ヲ以相

續シ玉ハンハ、不可正道アルト思イ、最モ織田家モ御一門

ニ候エドモ、 土方ノ御姓當幸ナレハ、

氏久公ノ御三男ノ内ヲ以相續シ玉可然哉ト

云トモ、依御不和、無御許容、再三達而奉

諫ニ依而、サアラハ嫡子二男共其々故有、

雄高公不應御心トテ、御三男

雄豊公ヲ為御養子、御室ハ御長女

御相續シ玉フ、元來ヨリ御家督ノ以後ハ、

猶以雖盡直忠、子細ノ故有而

雄豊公ノ御為ヲ存知、五十八歳ノ暮、強而願

隠居至翌年相叶ヒ、快樂ニシテ送老也

實名ノ  
二字

ハ奇妙之由來有之間、旨ノ字ハ傳嫡子、頼ノ字ハ傳次男家、  
可通字タルヘキニ、其事長ク奥不記、

男子一人女子二人

## 5. おわりに

桑原家に伝わった江戸時代初めの土方家の家督相続に関する記録を整理してきたが、桑原家にとって菰野藩創立以前からの土方家との繋がりは、最も重要な当家のアイデンティティとして認識していたことが推測される。

また伝左衛門家は江戸中期頃より低迷するも、西桑原家は明治維新を迎えるまで菰野藩政の中心に位置しており、菰野藩の家臣団の構成を把握する上で、本史料が有効な手がかりとなることがわかった。執筆に際して本史料の翻刻は既に終えているが、本稿で触れられなかった部分が多く、別稿や展示等の機会で改めて紹介できるように努めたい。

最後になりましたが、金剛寺の住職広山翔吾氏より桑原家に関する史料の紹介とご助言をいただき、また『桑原氏系譜』の翻刻文の作成にあたっては菰野古文書サークルの近藤又一郎氏と小林彰氏に校正のご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

### 参考文献

- ・近藤謙蔵編『旧菰野藩祖土方雄氏公事歴概要』（1937年）
- ・『菰野町史』（菰野町、1941年）
- ・『藩史大辞典』第4巻中部編Ⅱ東海（雄山閣、1989年）

### 参考史料

- ・『菰野財産区有文書集』下巻（菰野財産区、1963年）
- ・『三重県史』史料編近世2（三重県、2003年）
- ・『新訂寛政重修諸家譜』第5（続群書類従完成会、1996年）

- 
- i 近藤謙蔵文書『菰野藩分限帳』（菰野町図書館所蔵）  
土方雄久、雄氏、雄高、雄豊、豊義までの分限帳の抄録と、元禄・宝永・享保・天保・慶應・明治二年までの家臣の人名・禄高・役職を収録する。
  - ii 近藤謙蔵文書『諸御役人始記（元和以後諸職任命臺帳）』（菰野町図書館所蔵）  
職制ごとに歴代任命者・任命日を収録する。
  - iii 金剛寺所蔵
  - iv 『菰野町史』（昭和16年）630頁掲載
  - v 金剛寺所蔵
  - vi 註iiの『諸御役人始記』を参照し作成した。翻刻文は『三重県史』史料編近世2の222頁掲載

編集・発行 菰野町役場 コミュニティ振興課 三重郡菰野町大字潤田1250番地

TEL(059)-391-1160 ISBN 978-4-944175-14-7 C1021